佐賀市上下水道局公告第５７号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び佐賀市財務規則（平成１７年佐賀市規則第６２号）第８４条の規定により次のように公告する。

令和８年９月２８日

佐賀市上下水道事業管理者　　姉　川　　久

１　入札に付する事項

(1) 委託業務名　令和８年度漏水調査業務委託

(2) 委託場所　　佐賀市内一円

(3) 履行期間　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで

２　委託業務の概要

令和８年度の漏水調査業務委託

（１）作業計画作成　84.64km（内訳 メッシュE 84.04km ： 追跡調査 0.6km）

（２）現場下見調査　84.64km（内訳 メッシュE 84.04km ： 追跡調査 0.6km）

（３）戸別音調調査　5,614戸（内訳 メッシュE 5,554戸 ： 追跡調査 60戸）

（４）弁栓音聴調査　84.64km（内訳 メッシュE 84.04km ： 追跡調査 0.6km）

（５）路面音聴調査　84.64km（内訳 メッシュE 84.04km ： 追跡調査 0.6km）

（６）漏水確認調査　84.64km（内訳 メッシュE 84.04km ： 追跡調査 0.6km）

３　入札に参加する者に必要な資格

(1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア　佐賀市における令和７・８年度入札参加資格審査の結果、区分が「その他」の業務について資格があると認められた者であること。

イ　次に掲げる地域要件のいずれかに該当すること。

(ｱ) 佐賀県、福岡県又は長崎県内に本店を有していること。

(ｲ) 佐賀県、福岡県又は長崎県内に佐賀市の入札参加資格に関する委任を受けた支店又は営業所を有していること。

ウ　次に掲げる要件のいずれかを満たす者を照査技術者として配置できること。

なお、調査業務に従事する照査技術者は、業務の品質向上を図り、技術上の照査や業務中での問題提起、課題解決方法の提案ができるものでなければならない。また、直接雇用（１年以上）している社員を選出し、他社在席出向者及び派遣社員等を配置することは認めない。

(ｱ)　技術士法（昭和５８年法律第２５号）における技術部門の中で、総合技術監理部門（選択科目「上下水道－上水道及び工業用水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者を配置できること。

(ｲ)　技術士法における技術部門の中で、上下水道部門（選択科目「上水道及び工業用水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者を配置できること。

エ　次に掲げる要件を満たす者を管理技術者として配置できること。

(ｱ)　調査業務に従事する管理技術者は、水道施設、管路維持管理、漏水調査、管路探知、管路更新計画等に関して深い経験と知識を有する専門技術者であり、入念かつ正確に遂行できるものでなければならない。

(ｲ)　全国漏水調査協会（主任技師）の資格を有し、漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、実務経験を７年以上有する者を配置できること。漏水調査に特化した資格で上記資格と同等以上であれば認めることとする。なお、日本水道協会発行の「水道施設管理技士」は漏水調査に特化した資格ではないため、本件に該当しない。また、直接雇用（1年以上）している社員を選出し、他社在籍出向者及び派遣社員等を配置することは認めない。

オ　次に掲げる要件を満たす者を調査技師として配置できること。

(ｱ)　調査技師は、漏水探知に熟練した専門技術者であり、調査実施するものとする。

(ｲ)　全国漏水調査協会（調査技師）の資格を有し、漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験を３年以上有する者を配置できること。漏水調査に特化した資格で上記資格と同等以上であれば認めることとする。なお、日本水道協会発行の「水道施設管理技士」は漏水調査に特化した資格ではないため、本件に該当しない。また、直接雇用（１年以上）している社員を選出し、他社在席出向者及び派遣社員等を配置することは認めない。

カ　ウ、エ及びオに規定する技術者は、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、恒常的な雇用関係にある者とは、開札日時点で１年以上の雇用関係にある者を指す。

キ　この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

(ｱ) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。(ｲ)において同じ。）による指名停止等の措置

(ｲ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

ク　同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的

関係のある者でないこと。

(ｱ) 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ｳ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第３号に規定する役員のうち、ａからｅまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

ａ 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

ｂ 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ 組合の理事

ｅ その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｴ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第６７条第１項又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(ｵ) (ｱ)から(ｴ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(2) 入札参加資格を有する者が、(1)ア及びイに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)ウ、エ及びオに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

４ 入札参加申請

電子入札システムにより行うこと。

(1) 入札参加申請を行える期間

令和８年９月２９日（火）午前９時から令和８年１０月５日（月）午後４時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成１７年佐賀市条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）とする。

(2) 入札参加申請の必要書類

ア　入札参加資格確認書

イ　配置予定技術者調書

ウ　佐賀市内に本店を有しない者は、資本的関係・人的関係調査票

5　入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、令和８年１０月７日（水）までに電子入札システムにより通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知するものとする。

6　設計図書等の交付場所

入札情報公開システム上

7　設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限　令和８年１０月５日（月）午後４時

(2) 質 問 先　佐賀市上下水道局　水道工務課

メールアドレス　　komu.sui@city.saga.lg.jp

(3) 回答方法　令和８年１０月７日（水）午前９時から佐賀市上下水道局　水道工務課において公表する。

なお、電子メールでの回答を希望する場合は、１８(4)イの水道工務課に連絡すること。

8　入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

9　入札を行える期間

令和８年１０月８日（木）午前９時から令和８年１０月１３日（火）午後４時までとする。

１０　積算内訳書の提出

入札参加者は、入札と同時に当該入札に係る積算内訳書を電子入札システムにより提出しなければならない。

１１　開札を行う日時

(1) 日時　令和８年１０月１５日（木）午前９時３０分

(2) 場所　佐賀市若宮三丁目６番６０号

佐賀市上下水道局（財務課契約検査係）

１２　入札保証金

免除

１３　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の金額とする。ただし、契約金額が３００万円未満の場合は、免除する。

１４　予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格は、落札者の決定後に公表する。

(2) この公告に係る入札については、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（令和元年７月３日施行）を適用し、最低制限価格を設定する。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

１５　同日落札制限

同日に開札を行う同一の業務委託の種類を要件とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者は、後に開札する案件の落札者に決定しない。

１６　入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札について不正行為を行った者

(3) 本委託業務名とは異なる委託業務名を記入してある積算内訳書を送付した者

(4) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が１万円以上ある者

(5) 入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者

(6) １人で２以上の入札をした者

(7) 同日に開札を行う同一の業務委託の種類を要件とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者。

１７　落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市上下水道局は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和８年４月１日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

(2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

１８　その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、佐賀市上下水道局電子入札執行要領（平成２４年８月１日施行）、佐賀市における申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（令和５年４月１日施行）、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領及び佐賀市における佐賀市建設工事等に関する入札心得（令和５年４月１日施行）の規定による。

(2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「契約監理課及び総務法制課情報公開係」とあるのは「上下水道局財務課」と読み替えるものとする。

(3) 本業務委託に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

(4) 問合せ先

ア　公告の内容に関すること。

佐賀市若宮三丁目６番６０号
佐賀市上下水道局　財務課契約検査係
電話　０９５２－３３－１３３１

イ　委託業務の概要に関すること。

佐賀市若宮三丁目６番６０号
佐賀市上下水道局　水道工務課
電話　０９５２－３３－１３３２